

# 大船渡市職員と関わりのある事業者等の皆さんへ

## 職員の倫理保持に御協力ください

大船渡市では、令和2年4月1日から大船渡市職員倫理条例・大船渡市職員倫理規則を施行し、市職員が**利害関係のある事業者等の皆さんから次の行為を受けることの禁止を徹底**します。

### ❌ ① 金銭、物品等の贈与を受けること

- ❌ せん別・祝儀・香典・供花の贈与を受けることも原則禁止します。
- 宣伝用物品等を受領することは禁止しません。

### ❌ ② 金銭の貸付けを受けること

- ❌ 金融機関から一般の顧客として貸付けを受ける場合を除き、禁止します。

### ❌ ③ 無償で物品等の貸付けを受けること

- 業務で訪問した際に提供される物品（文房具、ヘルメットなど）を利用することは禁止しません。

### ❌ ④ 無償でサービスの提供を受けること

- ❌ タクシーなどで特別に送迎してもらうも禁止します。

### ❌ ⑤ 未公開株式を譲り受けること

- ❌ 有償・無償を問わず禁止します。

### ❌ ⑥ 供応接待を受けること

- ❌ 飲食のほか、スポーツ観戦等への招待を受けることを禁止します。
- 割り勘での飲食であって、事前に許可を得ている場合は禁止しません。

### ❌ ⑦ 遊技、ゴルフ、旅行をすること

- 職員が自己の費用を負担し、事前に許可を得ている場合は禁止しません。
- ゴルフ以外のスポーツ（野球、サッカー、テニスなど）を共にすることは、禁止されません。

### ❌ ⑧ 第三者に対し上記の行為をさせること

- ❌ 利害関係者である業者に要求して、自分の親族が経営する会社を下請けで使わせたりすることなどがこれに該当します。

※ 上記の禁止行為であっても、市職員の身分に関わらない関係（親戚・友人関係等）があるなど、例外として認められる場合もありますので、御不明な点はお問合せください。

**あなたは利害関係者に当たりますか？** 次の職務を行う市職員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、あなたはその市職員にとっての「利害関係者」に当たります。

なお、市職員が異動した場合であっても、異動後3年間は、原則として利害関係として取り扱われます。

- 許認可や補助金交付等を行う担当職員
- 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- 立入検査または監査を行う担当職員
- 契約事務の担当職員

**利害関係者**

市職員が禁止行為を行ってしまうと、その市職員は懲戒処分の対象となります。

利害関係者以外の事業者等については、①～⑧の禁止行為が認められます。ただし、供応接待を繰り返し受けたり、高額な贈与を受けたりする場合等、**社会通念上相当と認められる程度を超えて利益の供与を受けることは禁止**されます。